

事 務 連 絡
平成23年8月22日

様

東京都国民健康保険団体連合会

電子レセプトに係る被保険者証記号・番号等の修正について

平素、本会の審査支払業務に関しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年9月審査分より、これまで本会独自の請求支払システムから、国保中央会が開発する全国標準仕様となるシステム(以下、「国保総合システム」という。)を導入いたします。この、国保総合システムは、全国の国保連合会が順次導入し、本年10月審査分からすべての国保連合会が導入を終える予定となっております。

これまで、電子レセプト請求の被保険者証記号・番号の設定では、医療機関等で設定誤り(番号エリアにすべて記録等)があった場合、本会独自システムにて修正を行ってまいりました。

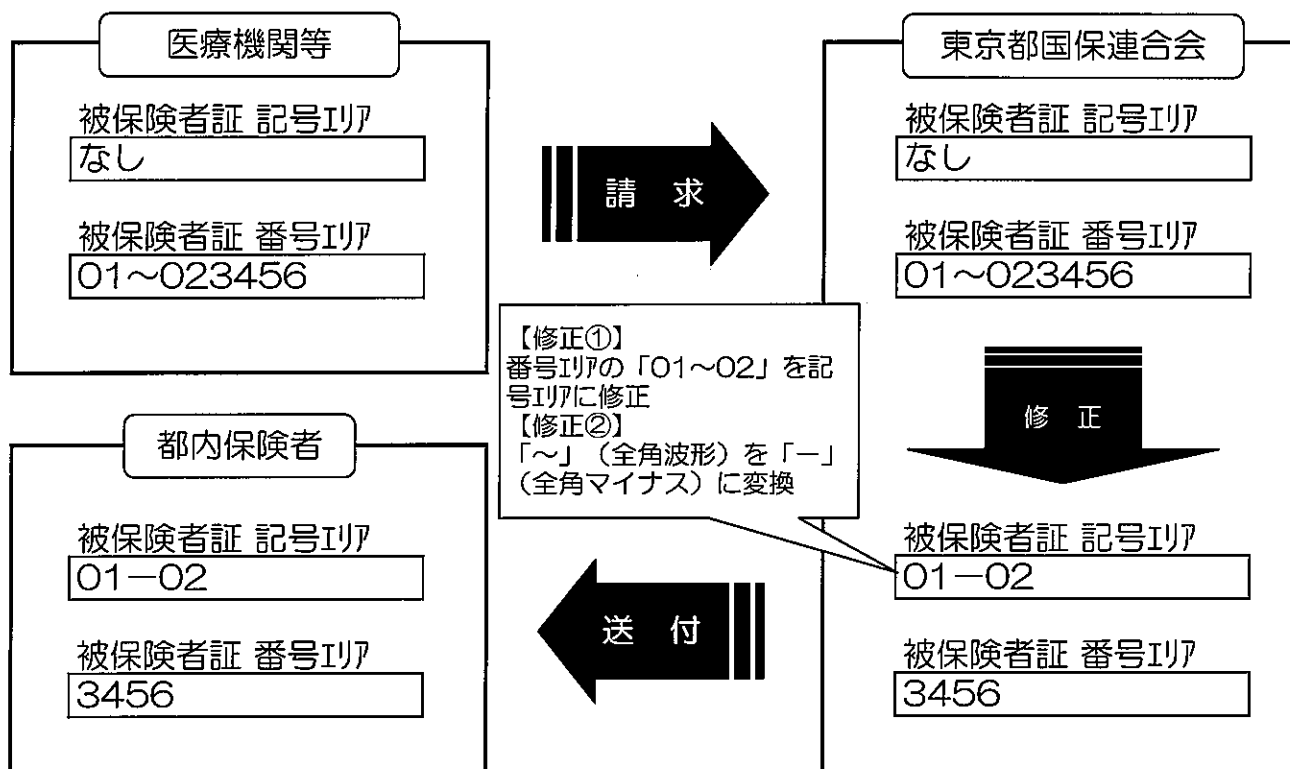
国保総合システムの導入により、被保険者証の記号・番号のシステムチェックが変更されることとなりますが、9月審査以降についても、医療機関等並びに保険者の事務を総合的に勘案し、本会にて修正することといたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

システム管理課 レセプト電算係
03-6238-0456(直通)

<例>

被保険者証 記号	01-02
被保険者証 番号	3456



【被保険者証記号・番号の修正】

- ・記号番号のエリアが誤って記録されている場合については、本会にて修正いたします。
- ・被保険者証記号の「-」(ハイフン)や類似記号(長音、波形等)については、本会にて一律「-」(全角ハイフン)に修正いたします。
- ・修正するレセプトは都内保険者分に限り、他県保険者分は修正せず、他県国保連合会に送付いたします。

【その他】

- ・都内保険者分の記号が「-」(全角ハイフン)又は「-」(半角ハイフン)で請求された場合、本会にて修正はいたしません。
- ・記号番号の不備(桁の不足や超過)については、原則返戻となります。(現行と同様)
- ・医療機関等に了承をいただいた上で、数字を修正する場合があります。(現行と同様)